

令和4年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年8月31日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 8月31日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1番議員	小宮山 定彦 君	9番議員	朝 倉 国勝 君
2 "	大 森 茂彦 君	10 "	滝 沢 幸映 君
3 "	山 城 峻一 君	11 "	吉 川 まゆみ 君
4 "	祢 津 明子 君	12 "	西 沢 悦子 君
6 "	大日向 進也 君	13 "	塩野入 猛 君
7 "	玉 川 清史 君	14 "	中 嶋 登 君
8 "	栗 田 隆 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村	弘 君
副 町 長	宮 崎	義 也 君
教 育 長	清 水	守 君
会 計 管 理 者	大 井	裕 君
総 務 課 長	白 井	洋 一 君
企 画 政 策 課 長	伊 達	博 巳 君
住 民 環 境 課 長	竹 内	禎 夫 君
福 祉 健 康 課 長	堀 内	弘 達 君
商 工 農 林 課 長	竹 内	祐 一 君
建 設 課 長	関	貞 巳 君
教 育 文 化 課 長	長 崎	麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	鳴 海	聡 子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清 水	智 成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下	幸 二 君
総 務 係 長	宮 嶋	和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下	佑 耶 君
財 政 係 長	竹 内	優 子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	細 田	美 香 君
企 画 調 整 係 長	大 橋	房 夫 君
保 健 セ ン タ ー 所 長		
子 ども 支 援 室 長		
代 表 監 査 委 員		
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 北 村 一 朗 君
議 会 書 記 柳 澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 2 9 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 7 議案第 3 0 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 3 1 号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 9 議案第 3 2 号 令和 4 年度南条小学校スマートエネルギー設備導入工事請負契約の締結について
- 第 1 0 議案第 3 3 号 令和 3 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1 議案第 3 4 号 令和 3 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 議案第 3 5 号 令和 3 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 議案第 3 6 号 令和 3 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 議案第 3 7 号 令和 3 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 議案第 3 8 号 令和 3 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 議案第 3 9 号 坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 4 0 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 8 議案第 4 1 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 9 議案第 4 2 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 0 議案第 4 3 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 4 4 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（小宮山君） 会議規則第127条の規定により、6番 大日向進也君、7番 玉川清史君、8番 栗田 隆君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの21日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの21日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日1日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（小宮山君） 町長から招集挨拶があります。

町長（山村君） 改めましておはようございます。本日ここに、令和4年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝を申し上げます。

さて、いまだ終息の気配を見せない新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いオミクロン株BA.5系統への置き換えにより、全国的に新規陽性者数が急激に増加して

おります。長野県におきましても、過去に経験のない新規陽性者数が確認されており、県では8月8日、全県に「医療非常事態宣言」を発出し、独自に定める感染警戒レベルを全ての圏域で6に引き上げましたが、新規陽性者数は高止まりとなっており、8月18日には過去最多を更新する3,649人が確認されるなど、これまでに例のない深刻な感染状況となっております。

これに伴い、県の医療提供体制は極めて逼迫した状態となっていることから、県では「医療非常事態宣言」に加え、8月24日から9月4日までを期限として、全県に「BA.5対策強化宣言」を発出し、対策強化がなされております。

当町におきましても、今月に入り過去最多の新規陽性者数となるなど、感染の拡大が続いているところでありますが、感染力が強く感染が広がりやすい一方で、重症化しにくいというオミクロン株の特性を踏まえ、主に、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、4回目のワクチン接種を実施しているところであります。

接種対象とされている60歳以上の方及び18歳以上の基礎疾患を有する方とともに、新たに対象とされた医療従事者及び高齢者施設等の従事者の方に対し、町では7月14日から文化センター大会議室におきまして集団接種を実施しております。接種にあたりましては、町内医療機関の先生方及び鹿教湯病院に全面的なご協力をいただいているところであり、改めて感謝を申し上げます。

なお、先般、国からオミクロン株対応ワクチンの接種の実施について方針が示され、直近では9月からの接種開始といった報道もなされておりますが、現状におきましては、国等から正式に接種の時期や接種の間隔などの詳細について示されておられませんので、今後、そうした情報が示され次第、接種の実施に向け具体的な準備を進めてまいります。

続いて、経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカではサービス消費を中心とした個人消費や輸出が堅調に推移する一方で、住宅ローン金利の上昇の影響による住宅投資の急激な減少などにより、4～6月の実質GDPは前期比年率マイナス0.9%と2四半期連続のマイナス成長となっております。

ヨーロッパにおきましては、政策金利の引上げなどの金融引締めが景気を下押ししているものの、イタリアやスペインなどの南欧諸国において、インバウンド需要の回復に伴うサービス消費の押し上げにより、ユーロ圏の4～6月の実質GDPは前期比年率プラス2.8%と1～3月期を上回るプラス成長となっております。

また、中国においては、新型コロナの感染者増加を受けた上海市などでの厳しい行動制限の影響による人出の落ち込みに伴い、個人消費が減少したことに加え、工場の操業停止や物流の停滞を受けて製造業の生産活動も下振れしたことで、景気は大きく失速しましたが、4～6月期の実質GDP成長率は前年同期比プラス0.4%と何とかプラスを維持した状況となっております。

ります。

次に国内の状況であります。内閣府による8月公表の4～6月期の実質GDPは、3月下旬に新型コロナのまん延防止等重点措置が解除され、個人消費が拡大したことなどにより、前期比年率プラス2.2%と3四半期連続のプラス成長となっており、月例経済報告においても、「景気は、緩やかに持ち直している。」との観測であります。先行きについて、金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが日本の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇の影響や供給面での制約等に十分注意する必要があるとしております。

長野県内の状況につきましても、日銀松本支店が7月に発表した金融経済動向において、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費等の個別観測から「長野県経済は、一部に弱い動きが見られるものの、持ち直しの動きが続いている。」としているところであります。物価の上昇や企業の業況感の悪化など、不安定な要素もあるとの分析であります。

当町におきましては、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前との比較でプラスとした企業は5社、マイナス11社、変わらないが3社で、売上げについてはプラスが8社、マイナスが9社となっております。生産量、売上げとも前回調査と比べプラスと回答した企業は減っているものの、前年同期との比較では、多くの企業がプラスと回答しており、国や県同様、持ち直しの動きが進んでいる状況がうかがえます。

また、雇用については、4～6月の実績が総計でプラス100人と、前回調査時に比べて増加しており、来年4月の雇用予定についても、未定とした1社を除く全企業が増員または減員分の補充を予定しており、全体では101人の増員予定で、雇用情勢についても回復の傾向がうかがえる結果となっております。

今後、社会経済の動向がさらに上向き、町内企業がますます回復するところを期待するところであります。

さて、令和3年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町税のうち町民税の個人分につきましては、対前年度比プラス7.9%、約6,100万円の増額。法人分につきましては、プラス16.6%、約4,700万円の増額となっており、長期化するコロナ禍の中、町内事業所のたゆまぬ努力により、業績回復の傾向が現れた形となっております。

一方で、固定資産税につきましては、3年に一度の評価替えやコロナ特例による減免等の影響により、マイナス5.1%、約6,700万円の減額となっております。町税全体では前年度対比プラス2.1%、約5,300万円の増収となったところであります。

また、地方交付税につきましては、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定項目に、デジタル化を推進するための地域デジタル社会推進費が追加されたほか、国の補正予算に

より地方交付税総額が増額となったことなどから、交付税全体では、前年度対比プラス31.2%、約3億5,700万円の増額となっております。

普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される財政力指数につきましては、3か年の平均値が前年度の0.704から0.682と0.022ポイントの減となっておりますが、県内における順位につきましては、昨年同様、77市町村中6番目、町村の中では軽井沢町、南相木村に次いで第3位となっております。

地方特例交付金につきましては、令和3年度は固定資産税の減免分を補填するための新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されたことにより、前年度と比べ約8,800万円の増額となっております。

次に、国庫支出金につきましては、子育て世帯臨時特別給付金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付事業、新型コロナウイルス予防接種事業、地方創生臨時交付金等、新型コロナウイルス関連の補助金等が交付されましたが、令和2年度に実施した特別定額給付金給付事業に係る補助金がなくなったことで、前年度と比較し、約11億6,200万円の大幅な減額となっております。

また、寄附金につきましては、ふるさと寄附金として多くの皆様からご寄附をいただいたことなどにより、前年度対比プラス41.7%、約8千万円の増額、町債につきましては、東日本台風災害に伴う災害復旧事業債の減額などにより、マイナス28.4%、約2億円の減額となっております。

以上、歳入全体の決算額は、前年度対比マイナス9.2%となる81億7,555万1千円であります。

一方、歳出につきましては、最初に投資的経費では、新工業団地造成に併せて行いました町道A09号線道路改良事業や昭和橋等の橋梁修繕事業、小中学校特別教室等空調設備整備事業、坂城小学校太陽光発電及び蓄電設備設置事業などを実施し、普通建設事業費全体では、前年度対比プラス5.5%、金額で約4,500万円増額の約8億5,600万円となりました。

次に、義務的経費につきましては、子育て世帯臨時特別給付金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給等により、扶助費は前年度対比プラス42.7%、人件費はマイナス0.4%、公債費はマイナス4.3%で、義務的経費全体ではプラス9.8%、約2億4,900万円の増額であります。

また、その他の経費につきましては、ふるさと寄附金の増額に伴うふるさとまちづくり基金積立金の増額などにより、積立金がプラス124.9%となった一方で、令和2年度に行った特別定額給付金給付事業がなくなったことなどにより、補助費等が前年度対比マイナス58.3%と大きく減額となったことで、その他の経費全体ではマイナス18.9%、約10億3,900万円の減額となりました。

以上、歳出全体の決算額は、前年度対比マイナス9.5%となる80億8,939万円の決算となっております。

なお、財政健全化法による財政指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、昨年度と同じく、いずれもマイナスの数値となっております。また、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率につきましても、3か年平均で前年度からマイナス0.6ポイントとなる8.4%とさらに数値が下がっており、より健全な方向に推移しております。

いずれの指標におきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に比べ大幅に健全な状況で推移をしており、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続いて、6月定例会以降の事業の状況、並びに本議会に上程いたします主要内容等について述べさせていただきます。

令和2年度より取り組んでまいりました平成の時代における町内産業の変遷や動向、また、工業関連を中心に商業や農業などの活動や出来事などを取りまとめた「平成の産業史」が発行となりました。発行にあたり、ご協力いただいた多くの皆様に深く感謝申し上げますとともに、一つの時代の中で大きく変化した平成30年間の町の歩みをぜひご覧いただきたいと思っております。

7月、8月と二つの選挙が続けて行われました。7月10日執行の参議院議員通常選挙の投票率は59.71%、8月7日執行の長野県知事選挙につきましては、投票率43.45%となっております。参議院議員通常選挙につきましては、前回の同じ選挙の投票率を上回ったところではありますが、県知事選挙におきましては、県全体の投票率が低かったこともありましたが、前回の選挙を下回る投票率となりました。各投票所の立会いなど、多くの皆様のご協力に感謝を申し上げる次第であります。

さて、テクノさかき工業団地内に「テクノさかきストリートパーク」が完成し、7月23日にオープニングセレモニーを行いました。当日はスケートボード愛好者の皆さんや坂城中学校男子バスケットボール部の皆さんによるデモンストレーションが行われました。パーク内にはスケートボードエリアと3×3（スリー・バイ・スリー）、バスケットボールのゴールを設置しており、さらに、10月末にはスケートボードエリアにミニランプを設置する予定となっております。多くの皆様楽しくご利用していただければと思っております。

今年度の坂城どんどんにつきましては、実行委員会の皆様のご意見等をいただく中で、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、3年ぶりに開催する方向として、ソーシャルディスタンスを確保するため、びんぐしの里公園に会場を移しての開催を予定しておりましたが、開催直前になって、町内におきましても新規感染が連日多数発生したため、やむなく中止とし、新型コロナウイルス感染症の終息を願い、町民の皆様を明るく活気づけられるよう花火の打ち

上げを行いました。夏の夜空を色鮮やかに彩る花火を大勢の町民の皆様楽しんでいただいたものと感じております。

また8月15日には、坂城テクノセンターにおいて「第67回坂城町二十歳のつどい」を3年ぶりに開催いたしました。これまでは成人式として開催してまいりましたが、今年4月の民法改正により、成人年齢が二十歳から18歳となったことから、名称を新たに「二十歳のつどい」とし、二十歳を迎えた82名の皆さんに出席いただき、式典と記念撮影を行いました。

「二十歳のつどい」実行委員の代表からは、これまで支えてくれた家族などへの感謝とともに、一社会人として貢献していけるように頑張りたいなどの思いが述べられ、大変頼もしく感じたところであります。それぞれの目標に向かい、今後大いに活躍されることを期待するところでもあります。

また、8月20日には「第4回坂城びんぐしの里薪能」が開催されました。今回は5年ぶりの開催となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数を制限しての開催となりました。また、当日は雨天のため急遽会場を変更して、村上小学校体育館での開催となりましたが、能の重要無形文化財総合指定保持者で坂城町特命大使の松木千俊師による「鞍馬天狗」と、狂言のみならず幅広い分野で活躍されている野村萬齋師による狂言「成上り」などを予定どおり演じていただきました。

また、「鞍馬天狗」の花見の場面には、坂城町能楽教室の子どもたちが松木さんとともに出演され、日頃の練習の成果も披露いただきました。町内外から来場された370名ほどの皆さんが伝統芸能に触れ、夏の夜の幽玄の世界を堪能していただきました。

また、8月28日に中之条・四ツ屋・戌久保地区を対象に、坂城中学校において町防災訓練を開催いたしました。新型コロナ感染予防対策のため参加者を限定させていただく中、対象3地区の自主防災会を中心に約160名のご参加をいただきました。

訓練では、令和元年東日本台風を踏まえた大雨による土砂災害と水害を想定し、住民への避難情報の周知のため、同報系防災行政無線による地区放送や移動系防災行政無線を使った情報伝達訓練をはじめ、コロナ対策を施した避難所の開設・運営を行っていただく訓練などを行ったところであります。

また、7月15日には、全町の自主防災会を対象とした防災説明会を開催し、避難情報の内容や情報の出し方、防災行政無線の操作方法、ハザードマップの見方や要支援者名簿の活用などについて説明させていただくとともに、いくつかの地区では防災訓練や講習会などに職員をお呼びいただき、地域の皆様に直接ご説明させていただく中で、防災知識の普及を図るとともに、意識の高揚につなげております。

災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆様の日頃からの災害に対する備えが重要であります。今後も家庭や地域、行政、関係機関の連携を図りながら、防災・減災対策に

努めるとともに、命を守る行動の周知徹底を図り、安全で住みよい、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、町では9月19日の敬老の日を迎えるにあたり、長寿のお祝いとして敬老の意を表し、米寿・白寿、並びに100歳以上の皆様を対象として、敬老祝金をお贈りいたします。本来ですと、全員の皆様に訪問しお祝いを申し上げたいところではありますが、新型コロナウイルスの感染が再拡大している状況に鑑み、敬老訪問につきましては、99歳以上の皆様を対象として行うこととし、9月10日に実施をいたします。

なお、今年度の対象者は、8月30日現在、88歳の米寿の方が92名、99歳の白寿の方が11名、100歳以上の方が10名、合計113名の方が対象で、最高齢は大正7年生まれの104歳の方でございます。

さて、9月3日から11月20日まで、鉄の展示館で特別展「二次元VS日本刀展～鉄の展示館開館20周年記念～」を開催いたします。この展示会は、アニメ・漫画の人気クリエイターたちがデザインした刀をリアルに再現した作品を展示する企画展で、映画「バケモノの子」とコラボした日本刀なども展示されますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思います。

さて、秋から年度末にかけて実施を予定しておりました、ポーランドツェレスティヌフ郡への訪問交流事業、高校生タイ国研修事業、中学生アメリカ研修事業につきまして、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の状況やウクライナ情勢等を勘案する中で、今年度の実施を中止することといたしました。また、坂城国際産業研究推進協議会が計画しておりました海外視察研修事業におきましても、今年度の実施を見送る方向としたとお聞きしております。いずれの事業につきましても、国内はもとより訪問先の情勢など踏まえる中で、来年度以降の実施について改めて検討したいと思っております。

また、10月1日に開催を予定しておりました「第62回町民運動会・第44回交通安全町民大会」につきましても、実行委員会を組織し、開催の方法等について検討してまいりましたが、各分館へのアンケート調査の結果などを踏まえる中で、再度、実行委員会で協議した結果、中止することといたしました。町民の皆様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、ハード事業につきましては、町道A01号線の舗装修繕工事につきまして、四ツ屋地区ガソリンスタンド前交差点付近を9月中旬から約1か月間、道路の利用状況を考慮する中で、21時から6時までの夜間工事にて実施する予定であります。

また、昭和橋の改修工事につきましては、昨年に引き続き、国道側から4～5連目の下流側アーチ部、また、国道と接続する1連目及びゲルバーガーター橋と接続する9連目の床版下面補修工事を行う計画としており、明日、9月1日から車両等の交通規制を実施する中で工事に着手してまいります。町道A01号線の舗装修繕工事同様、通行する皆様には大変ご不便をお

かけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、国道18号坂城更埴バイパスにつきましては、8月24日に町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の総会を開催するとともに、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会では早期完成を目指し、8月26日に千曲市、長野市、上田市、坂城町合同で長野県及び長野国道事務所に要望活動を行ったところでございます。

今年度は、既に着手している上五明地区バイパス予定地の地盤改良工事及び網掛地区への土砂運搬工事のほか、秋から月見地区においても地盤改良工事が行われる予定とお聞きしており、現在の国道バイパス事業全体の進捗率は約37%、用地買収の進捗率は約82%となっております。

また、坂城インター線延伸工事につきましては、工事区間の主要構造物が完了し、早期完成に向けた事業が進んでいるところであり、現在の工事区間のさらに先につきましても、国道18号坂城更埴バイパスとの接続部を含む道路等の調査に着手する予定とお聞きしているところであり、町といたしましても、国道バイパス事業及び坂城インター線事業双方の進捗を図るべく、引き続き国や県等への関係機関へ働きかけてまいりたいと考えております。

さて、今年4月から実証実験運行を開始しましたデマンド交通乗合タクシー事業の運行状況につきましては、先週の金曜、8月26日現在の利用登録者数は169名となり、4月からのおよそ4か月間で延べ1,037名の利用がありました。利用の目的といたしましては、自宅から医療機関や商業施設までの利用が多く、時間帯は午前中が多い状況となっております。

今後、地域交通利用促進協議会や公共交通会議等において実証実験運行の検証を行う中で、高齢者の皆様にとって、より利用しやすい仕組みとなるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

さて、次に、今議会に上程する主な内容でございますが、今年度整備を進めてまいります南条小学校への蓄電設備の設置工事につきまして、8月23日の入札会で決定した施工業者と仮契約を締結し、今議会に工事請負契約の締結に係る議案を上程しております。本事業は、スマートタウン構想事業の取組の一つとして、CO₂削減による地球温暖化対策と、災害など非常時に地域の避難所となる体育館の電力確保を併せて実現するため、35.3キロワットアワーの蓄電容量を備え、既設の30キロワットの太陽光発電設備と連携するものでございます。

次に補正予算についてでございます。

コロナ禍における原油価格、物価高騰等に対する町独自の新たな二つの支援事業に要する経費について予算を計上させていただいております。

まず、農業資材価格等高騰対策事業につきましては、昨年分の税申告において50万円以上の農業販売額がある農家等を対象に、物価高騰の影響が大きい経費について、20万円を上限に補助し、安定した営農を支援してまいります。

また、運送事業者事業継続支援金事業につきましては、貨物自動車運送事業を営む事業者が保有する運送事業用車両1台につき5万円を10台を上限に補助し、燃料価格高騰の影響を受ける町内運送事業者の事業継続と経営の安定を支援するものであります。

さて、坂城駅に近い中心市街地で進めております旧宮原邸敷地整備工事につきましては、周辺家屋への目隠しフェンスの設置や既存の門の解体等、追加で必要となる事業費等について予算を計上いたしております。

また、信州さかきふるさと寄附金につきましては、昨日、8月30日現在、果樹類を中心に3,453件、6,077万6千円の寄附申込みをいただいております。これから人気の果樹類が旬を迎え、年末に向けての寄附申込みの増加が見込まれることから、寄附額ベースで5千万円の増加を見込む中で、必要となる歳入・歳出予算につきまして計上いたしております。

今後もふるさと寄附を通じ、町の魅力を全国のより多くの方々に発信し、町をPRしてまいりたいと考えております。

以上、新型コロナワクチン接種の状況と令和3年度の決算状況、そして本年度の事業の進捗状況並びに本議会上程の主な内容について申し上げましたが、今議会にお諮りする案件は、専決処分事項の報告が2件、人事案件が3件、工事請負契約の締結1件、一般会計・特別会計の令和3年度決算の認定6件、条例の一部改正1件、補正予算5件の計18件でございます。

よろしくご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（小宮山君） 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社、味ロジ株式会社に係る令和4年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願について申し上げます。本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（小宮山君） 日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第9「議案第32号 令和4年度南条小学校スマートエネルギー設備導入工事請負契約の締結について」までの5件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第11号から議案第32号まで順次ご説明申し上げます。

まず、専決第11号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,834万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億4,821万9千円といたしたものであります。

歳入の内容といたしましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に対する国庫支出金2,832万円、参議院議員通常選挙事務費に対する県支出金2万2千円を増額し、歳出の内容につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係る経費として2,832万円、参議院議員通常選挙一般経費について、公示日が1日早まったことで必要となる期日前投票の立会人委託料2万2千円を増額したものであります。

次に、専決第12号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和4年6月11日、業務のため国道から役場へ向かう町道に右折しようとした際、国道に進入してきた車両と接触し損傷させた事案について、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものであります。

次に、議案第29号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって鈴木 忠委員の4年間の任期満了にあたり、その後任として、見識も高く、長年県職員としてご尽力され、教育行政の分野にも精通している林 信一氏が適任と存じ、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和4年10月1日から4年間であります。

鈴木氏には2期8年間にわたりご尽力いただきましたことに、心より感謝と御礼を申し上げます。

次に、議案第30号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって委員の任期が満了となる中澤恵子氏について、引き続き地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和4年10月1日から3年間であります。

次に、議案第31号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町、千曲市、葛尾組合、千曲坂城消防組合で共同設置をしております千曲市・

坂城町等公平委員会委員について、本年11月20日をもって中村トモエ委員の任期が満了するにあたり、引き続き、経験豊富で人格・識見ともに優れている同氏を再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和4年11月21日から4年間であります。

次に、最後ですが議案第32号「令和4年度南条小学校スマートエネルギー設備導入工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、災害時に地区の中核避難所となる南条小学校体育館に蓄電設備を整備する工事請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容といたしましては、蓄電容量35.3キロワットアワーの蓄電設備を設置し、既設の太陽光発電設備と連携させる工事と、これに伴う附帯工事などであります。

請負金額は6,380万円で、契約の相手方は協栄電気興業株式会社であります。また、工期につきましては、議決をいただいた日から令和5年2月28日までであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時43分～再開 午前10時53分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第11号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第12号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

◎日程第6「議案第29号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第7「議案第30号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第8「議案第31号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第9「議案第32号 令和4年度南条小学校スマートエネルギー設備導入工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） 日程第10「議案第33号 令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第21「議案第44号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」までの12件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第33号から第44号まで順次ご説明申し上げます。

まず、議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額81億7,555万1千円、歳出総額80億8,939万円で、歳入歳出差引残額は8,616万1千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から、事業の実施時期や工期の関係で、令和4年度へ繰り越した町道A01号線等の道路改良事業や、昭和橋等の橋梁修繕事業などの繰越事業の充当財源となる1,946万円を除いた6,670万1千円であります。

この実質収支額から財政調整基金に繰り入れた3,400万円を除く3,270万1千円が令和4年度への繰越金であります。

歳入の主な内容としましては、自主財源のおよそ7割を占める町税については、法人町民税の増収等により、令和2年度と比較しプラス2.1%、約5,300万円の増額となりました。

また、地方交付税については、地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費が普通交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に新たに追加されたことに加え、国の補正予算により地方交付税の総額が増額されたことなどにより、プラス31.2%、約3億5,700万円の増額となりました。

国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症への対策費用として、ワクチン接種事業に係る費用や、地方創生臨時交付金等は交付されましたが、令和2年度で実施した1人10万円を支給する特別定額給付金事業の補助金の減額などにより、約11億6,200万円の大幅な減額となりました。

続いて、歳出の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用と

して、子育て世帯や住民税非課税世帯を対象とした臨時特別給付金給付事業約2億9,200万円を活用し、対象者の支援を行ったほか、地方創生臨時交付金約5,900万円を活用し、「さかきのお店応援券事業」、「ねずこん10周年スタンプラリー事業」など、事業者や町民に対する支援や、コロナ禍の影響を大きく受けた町内飲食店を支援する飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助などの町独自の事業を実施いたしました。

また、ハード事業といたしましては、新工業団地造成に伴うA09号線道路改良事業に約1億6,600万円、昭和橋等の橋梁修繕事業に約2億2千万円、小中学校特別教室等空調設備整備事業に約1億1,300万円、坂城小学校太陽光発電設備、蓄電設備設置事業に約7,200万円などを実施したところであります。

決算の詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。

また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、議案第34号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額14億2,207万6千円、歳出総額14億2,059万5千円で、歳入歳出差引残額は148万1千円となり、このうち75万円を国民健康保険基金に積み立て、73万1千円を令和4年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税2億8,057万8千円、県支出金10億4,397万8千円、一般会計繰入金8,561万2千円であります。

歳出の主な内容としましては、保険給付費10億2,138万9千円、事業費納付金3億5,977万8千円、保健事業費1,607万7千円であります。療養給付費、療養費、高額療養費を合わせた支払額は、前年度と比較しますと4.5%の増となっております。

議案第35号「令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額3,317万8千円、歳出総額3,317万8千円で、歳入歳出同額となっております。

歳入の内容としましては、用地の売払いによる財産収入3,317万8千円であり、歳出の内容としましては、用地の土地取得費3,317万8千円であります。

議案第36号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、主に上五明、新地、鼠地区の整備により、令和3年度末で供用面積は587ヘクタールに達し、整備面積の進捗率は94%となりました。

令和3年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額10億7,977万8千円、歳出総額

10億4,722万8千円で、繰越明許費繰越額の3,227万6千円を除いた27万4千円が実質収支額となりました。

歳入の主な内容としまして、受益者負担金7,834万3千円、下水道使用料1億7,773万1千円、国からの交付金1億2,266万4千円、一般会計からの繰入金2億9,200万円、町債2億6,310万円であります。

一方、歳出の主な内容としましては、上流処理区維持管理負担金7,591万2千円、下水道管渠工事費4億1,982万2千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金1,821万7千円、長期債元利償還金3億8,524万6千円であります。

議案第37号「令和3年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億9,569万9千円、歳出総額13億5,828万2千円で、歳入歳出差引残額は3,741万7千円となり、このうち5万円を支払準備基金に積み立て、3,736万7千円を令和4年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、介護保険料3億581万7千円、国庫支出金3億3,356万8千円、支払基金交付金3億4,205万4千円、県支出金2億11万6千円、繰入金1億9,068万8千円であります。

歳出の主な内容としましては、保険給付費12億2,004万7千円、基金積立金5,009万4千円、地域支援事業費5,441万5千円であります。前年度と比較し、保険給付費は3.1%の減、地域支援事業費は3.6%の増でありました。

次に、議案第38号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億3,158万2千円、歳出総額2億3,150万5千円で、歳入歳出差引残額は7万7千円となり、全額を令和4年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、後期高齢者医療保険料1億8,603万7千円、一般会計繰入金4,542万3千円であります。

歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,034万8千円、事務費等総務費112万1千円であります。

議案第39号「坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び関連する人事院規則等が改正されることに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、非常勤職員が配偶者の産後休暇中に育児休業を取得できる要件として、産後休暇後6か月を経過する日までに任期が満了することが明らかでない場合や、引き続き採用されないことが明らかでない場合も対象とするなど、取得要件の緩和と取得時期の柔軟化を図るものであります。

次に、議案第40号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,982万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億4,804万4千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、地方交付税6億9,482万1千円、ふるさと寄附金などの寄附金5,030万円、前年度繰越金2,270万円をそれぞれ増額し、基金等からの繰入金4億8,946万9千円、町債8,393万5千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に対する農家及び事業者等への町独自の新たな支援といたしまして、農業資材価格等高騰対策事業1,400万円、運送事業者事業継続支援金事業320万円をそれぞれ計上するほか、ふるさと寄附金分を基金へ積み立てるためのふるさとまちづくり基金積立金5千万円、返礼品や業務委託料等ふるさと納税事業に係る経費2,865万円、保健福祉等複合施設整備基金への積立金2,200万円、ユニッククレーン故障に伴うユニックトラックの更新費用1,250万円、町道及び林道の除雪作業に要する費用1,100万円、大雨時の冠水被害を防止するための水門等遠隔監視制御装置改修工事990万円、中心市街地街並み整備事業に係る敷地整備工事710万円、町が所有するダンプカーの更新に要する費用500万円をそれぞれ増額するものであります。

また、昭和橋等の橋梁修繕事業について、事業の進捗に併せ予算の組替えを行うとともに、人件費につきまして、現在の職員配置に合わせた調整等を行うものであります。

次に、議案第41号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億5,660万3千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、保険給付費等交付金16万5千円、前年度繰越金23万1千円を増額し、歳出の内容につきましては、特定健康診査等事業費21万9千円、一般管理費16万5千円、基金繰入金1万2千円を増額するものであります。

次に、議案第42号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万3千円を増額し、歳入歳出予算の総

額を7億7,651万3千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金27万3千円を増額し、歳出の内容につきましては、職員人件費等26万8千円、一般会計繰出金27万3千円を増額し、地下埋設物移転補償費26万8千円を減額するものであります。

次に、議案第43号「令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,769万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億6,095万3千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金3,736万5千円を増額し、歳出の内容につきましては、国庫支出金返還金1,884万3千円、支払基金交付金返還金313万8千円、県費支出金返還金1,535万3千円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じ、一部予算の組替えを行うものであります。

最後に、議案第44号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ31万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億3,656万4千円とするものであります。

歳入の内容としましては、前年度繰越金7万5千円、保険料還付金24万円を増額し、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金7万5千円、保険料還付金24万円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 続いて、各課長等に、議案第33号「令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに歳入について説明を求めます。

財政係長（宮嶋君） 令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、歳入全般について決算書の事項別明細書13ページから、及び資料、主要施策の成果及び実績報告書3ページ、4ページの内訳表により、款別にご説明申し上げます。

決算書事項別明細書の13ページから14ページにかけての款1町税につきましては、収入総額が25億9,022万8千円で、前年度と比較しまして、率にしてプラス2.1%、金額で5,281万6千円の増収となりました。

内訳でございますが、町民税につきましては、個人分では前年度対比プラス7.9%、法人分では、長期化するコロナ禍ではありますが、企業の業績回復もあり、プラス16.6%、町民税全体ではプラス10.2%、1億835万2千円の増、固定資産税につきましては、3年

に一度の評価替えや新型コロナに係る特例による減免等の影響により、マイナス5.1%、軽自動車税はプラス3.0%、町たばこ税はプラス9.2%、入湯税につきましてはプラス7.2%という状況でございました。

続いて、款2地方譲与税でございます。令和元年度から交付されている森林環境譲与税のほか、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税が交付され、決算額は6,700万6千円、前年度対比プラス1.4%となりました。

次に、交付金関係では、款3利子割交付金につきましては、決算額134万3千円で、前年度に対し30万7千円の減、款4配当割交付金は、決算額1,045万2千円で318万円の増、14ページから15ページにかけての款5株式等譲渡所得割交付金は、決算額1,126万1千円で、286万8千円の増となっております。

款6法人事業税交付金につきましては、法人事業税の収入額の一部を県が市町村の従業員数に応じて交付されるもので、令和3年度の交付基準については、経過措置により法人税割3分の2、従業者数割3分の1で交付され、当町の交付額は8,785万1千円で、前年度に対し3,167万6千円の増となっております。

款7地方消費税交付金につきましては、決算額は3億7,842万8千円で、前年度対比プラス7.8%、2,747万6千円の増でございます。

続きまして、款8環境性能割交付金につきましては、自動車購入時において自動車の環境性能に応じ賦課される税金を財源としまして、その一部が県から交付されるもので、決算額は462万円となりました。なお、環境性能割については、令和3年12月31日までに取得したものを対象に、臨時的に1%の軽減措置がされており、この減収分については、この後の款9地方特例交付金で交付されております。

次に、15ページから16ページにかけての款9地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除に係る減収分や、環境性能割交付金の地方公共団体の減収分を補填する交付金のほか、3年度は固定資産税の軽減に係る減収分を補填する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付され、地方特例交付金全体の決算額は1億222万7千円で、前年度に対し8,827万6千円の増となっております。

続きまして、款10地方交付税でございます。3年度の地方交付税は算定の基礎となる基準財政需要額が増額算定となり、逆に基準財政収入額が減額算定となったことに加え、国の補正予算により地方交付税の総額が増額となったことから、交付額については前年度対比プラス34.0%、3億5,192万3千円の増となりました。

また、特別交付税につきましては、前年度に対し526万円の増額となり、地方交付税全体の決算額は15億337万5千円で、前年度対比プラス31.2%、3億5,718万3千円の増となっております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、決算額168万8千円で、前年度に対し4万9千円の減といった状況でございます。

次に、16ページから17ページにかけての款12分担金及び負担金につきましては、長野広域連合からの葛尾組合稼働延長負担金の減額などにより、決算額7,075万5千円、前年度に対し3,388万8千円の減、19ページにかけての款13使用料及び手数料につきましては、決算額6,786万1千円、前年度に対し183万4千円の減でございます。

続きまして、19ページから23ページにかけての款14国庫支出金につきましては、子育て世帯や住民税非課税世帯を対象とした臨時特別給付金事業、新型コロナウイルス予防接種事業、地方創生臨時交付金等の補助金等が交付されましたが、前年度に実施した特別定額給付金事業に係る補助金の減などにより、前年度に対し11億6,231万9千円と大幅に減少し、決算額は12億9,120万8千円でございます。

次に、23ページから26ページにかけての県支出金につきましては、決算額3億5,744万1千円で、2年度の交付の介護老人福祉施設整備事業補助金の減などにより、前年度対比マイナス11.1%、4,458万4千円の減でございます。

27ページにかけての款16財産収入につきましては、普通財産の貸付けや公有財産の土地の売払い、また基金積立金利子が主なものであり、決算額は1,993万3千円で、土地売払収入の減額などにより、前年度に対し664万8千円の減となっております。

続きまして、28ページにかけての款17寄附金につきましては、ふるさと寄附金として多くの皆様にご寄附を頂いたなどにより、決算額は2億7,080万4千円、前年度に対し7,964万3千円の増となっております。

次に、款18繰入金につきましては、特別会計からの繰入れや、ふるさとまちづくり基金や広域行政事業基金など特定目的基金からの繰入れが主なもので、決算額は3億1,036万4千円で、前年度に対し5,637万2千円の増、29ページにかけての款19繰越金につきましては、決算額4,296万9千円で、前年度に対し5,858万円の減となっております。

29ページから32ページにかけての款20諸収入につきましては、主なものは町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等で、決算額は4億7,968万4千円、前年度対比マイナス4.2%の減でございます。

歳入の最後になりますが、款21町債につきましては、決算額5億605万3千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、坂城小学校太陽光発電設備、蓄電設備設置事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの起債の発行を行いました。

2年度の移動系防災行政無線の更新が終了し、緊急防災・減災事業債が減額となったことにより、前年度対比マイナス28.4%、2億60万1千円の減となっております。

以上、歳入総額は81億7,555万810円で、前年度対比マイナス9.2%、8億2,934万1千円の減となりました。なお、調定額に対する収納率は全体で97.4%でございます。

以上で歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 次に、歳出について説明を求めます。なお、議会費は省略いたします。

総務課長（臼井君） 歳出につきまして順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細につきましては、「令和3年度主要施策の成果及び実績報告書」をご覧くださいと存じます。

それでは、決算書36ページをご覧ください。39ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職及び職員の人件費等、経常的経費でございます。

38ページの節12、健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員、会計年度任用職員が受診しており、職員が何らかの健診を受けるよう健康管理に努めているところでございます。

39ページにかけての職員研修事業につきましては、人事評価制度の業務委託のほか、eラーニングを活用した情報セキュリティ研修や、若手の職員を中心に公文書作成研修などを実施いたしました。

続いて、職員厚生事業につきましては、市町村互助会等の負担金などがございます。

同じく、目2文書費は、役場全体の文書発送用の通信費、コピー機の賃借料、例規集のデータベースシステム等の使用料が主なものでございます。

続いて、40ページにかけての目3財政管理費は、町全体の有料道路通行料などのほか、財政調整基金、減債基金、広域行政事業基金への積立てでございます。

なお、決算状況につきましては、「広報さかき」に掲載するほか、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

会計管理者（大井君） 続きまして、40ページ、目4会計管理費の節10需用費のうち印刷製本費は、決算書、封筒などの印刷、節11役務費については、公金収納、派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、目5財産管理費は、町の普通財産の管理等に係る経費のほか、令和2年度に策定しました公共施設個別施設計画の考え方を反映させるため、公共施設等総合管理計画の改定を行い、節1で策定委員の報酬、節12で計画策定のための委託料を支出いたしました。

次に、目6企画費ですが、41ページにかけての企画政策推進経費では、節18で長野・上田両広域連合への負担金のほか、町の移住定住人口の増加を目指して、町内に住宅を新築された方などに交付した移住定住促進事業補助金や、東京圏からの移住者に交付したUIJターン

就業・創業移住支援金が主なものでございます。なお、高校生タイ国研修につきましては、元年度、2年度に続き、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い中止といたしました。

42ページにかけての温泉管理事業の主なものは、節14で温泉施設の源泉水中ポンプ故障による交換工事等を行い、節18では新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少した振興公社に対し持続化負担金を支出したほか、節24では今年度、令和4年度になりますが、令和4年度実施のリニューアル工事に向けて基金への積立てを行いました。

まちづくり推進事業では、節7で行政協力員の謝礼、節12では文書配布等の行政事務委託、節18では地域づくり活動支援として、地域が行うコミュニティ活動に助成を行ったほか、節24での信州さかきふるさと寄附金などの基金積立てが主なものでございます。

続きまして、国際交流事業では、節18で長野地域連携中枢都市圏事業の外国人向け日本語教室の実施に係る負担金を支出いたしました。なお、ポーランドを訪問しての交流事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止といたしましたが、町国際交流協会では、ウクライナ支援基金を創設し、これまでに500万円を超える寄附金を現地に送金しているところでございます。

43ページのスマートタウン構想事業では、節12で中核避難所への蓄電設備の導入に係る調査を委託し、節18において住宅用太陽光発電システムや家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどを対象に、エネルギーの効率的な利用促進に向けて補助を行いました。

次に、ふるさと納税事業につきましては、節7のふるさと寄附をされた方への返礼品代のほか、寄附者への利便性を高め、全国から寄附を受けやすい体制を整えるため、節12でのインターネット活用などに係る業務委託が主なものでございます。

続きまして、目7広報広聴費ですが、44ページにかけての広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境の保守などに係る経費で、主なものは節12のインターネット系のサーバーとシステムの保守に係る委託料、節13のシステム使用料とハードウェアのリース料などでございます。

広報発行事業につきましては、「広報さかき」の印刷製本が主なもので、電子自治体事業は、国の施策として行政情報の提供や申請、届出手続の電子化に向けて構築された市町村行政ネットワークに係る経費として、節13のデータセンターの使用料やネットワーク機器の賃借料、節18の県へのネットワークの負担金などが主なものでございます。

45ページにかけての目8電算費は、窓口業務等に係る電算化の経費が主なもので、節12において機器などの保守料、節13ではソフトウェアの使用料及びハードウェアのリース料、節18では社会保障・税番号制度の運用に必要な中間サーバーの負担金を支出いたしました。

総務課長（臼井君） 続きまして、45ページのみ10業務管理費は、役場庁舎全般に係る光熱

水費、冷暖房、空調機械設備等の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。工事請負費において役場庁舎外壁の補修を、備品購入費において庁用車の更新等を行いました。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、46ページ、目11防犯対策費でございますが、節10需用費の主なものは、防犯灯に係る光熱水費、節14は防犯灯の設置工事、節18は更埴防犯協会連合会など関係団体への負担金、補助金でございます。

続きまして、目12交通安全対策費の主なものは、節7交通指導員等の報償費のほか、節10需用費のうち、毎年新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品費、節18は千曲交通安全協会坂城支部に対する補助金等でございます。

47ページ、目13消費生活費の主なものは、節7消費生活展に係る謝礼のほか、節18は高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための特殊詐欺防止装置取付費補助金でございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、目14男女共同参画推進費の主なものは、節7で女性問題相談員の謝礼、節18で女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助を行っております。なお、女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきにつきましては、令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響で中止とさせていただいております。

総務課長（臼井君） 47ページから48ページにかけての目16住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ1世帯当たり10万円を給付したもので、18節の給付金以外は給付に係る事務的な経費でございます。

収納対策推進幹（鳴海さん） 続きまして、48ページから49ページにかけての項2徴税費、目1税務総務費につきまして、主に職員及び一般職非常勤職員の人件費等経常的経費のほか、節18の地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

続いて、50ページにかけての目2賦課徴収費につきましては、主なものは節10需用費では町税に係る申告書、納税通知書等の印刷、節11役務費では町税等の納税通知書等の送付に係る通信運搬費、節12委託料では住民税固定資産税の課税に係る電算処理業務の委託料や、令和6年度基準固定資産税評価替えに向けての固定資産評価基礎資料整備委託等でございます。また、節22償還金・利子及び割引料は、法人町民税などの税額更正によります過年度過誤納金の還付金及び還付加算金でございます。

住民環境課長（竹内君） 50ページから51ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、職員の人件費等経常的経費でございます。そのほか、節12委託料は住民基本台帳システム、総合戸籍システム等の保守に係る委託費、節13は住民基本台帳システム、総合戸籍システムの機器等に係る使用料でございます。

繰越戸籍住民基本台帳一般経費は、マイナンバー導入に伴う戸籍システムの改修等に係る委

託料でございます。

総務課長（臼井君） 51ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。

52ページ、目3参議院議員選挙費は、令和3年4月25日執行の参議院議員補欠選挙事務に係る経費で、一部令和2年度からの繰越し分を含んでおります。

53ページ、目8衆議院議員選挙費につきましては、昨年10月31日執行の衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査に係る経費でございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、項5統計調査費のうち、54ページにかけての目1統計調査総務費につきましては、県民手帳の購入費でございます。

目2委託統計調査費では、学校基本調査のほか、町内事業所を対象に5年に一度の経済センサス調査を実施いたしました。

総務課長（臼井君） 54ページの項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

福祉健康課長（堀内君） 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、54ページから56ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費や福祉委員の報酬のほか、福祉関係団体への補助金、負担金を交付いたしました。また、節19にて新たに原油価格高騰等緊急対策事業助成金を569世帯に対し支給いたしました。

社会福祉協議会補助事業は、社協の円滑な運営を支援するための社会福祉協議会補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定負担金など、国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

住民環境課長（竹内君） 56ページ、目2国民年金事務費でございますが、主なものは節10需用費のうち印刷製本費で、成人者への啓発物品を作成し、二十歳のつどいで配布、啓発をいたしました。

福祉健康課長（堀内君） 続きまして、56ページからの目3老人福祉費でございます。

57ページにかけての老人福祉一般経費は、節13福祉バスの賃借料のほか、節18にて長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等への負担金、補助金を支出いたしました。

老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金事業が主なものでございます。

高齢者生活支援事業は、移動が困難な高齢者等の医療機関等への送迎などの外出支援サービスに要した経費でございます。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分や、住民税非課税世帯であ

る第1段階から第3段階の被保険者の保険税軽減に係る公費負担分などを特別会計に繰り出したものでございます。

58ページにかけての後期高齢者医療保険事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険料軽減に係る特別会計への繰出金などでございます。

介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理に係る委託経費のほか燃料費、光熱水費が主なものでございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。59ページにかけての心身障がい者福祉一般経費は、障がい支援区分の認定審査会に係る長野広域連合負担金、障がい関係団体等への補助金などを支出いたしました。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、65歳未満の重度障がいがある方を在宅で介護されているご家族などに慰労金を支給いたしました。

福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金など、町単独で実施した事業経費でございます。

60ページの福祉医療給付事業は、福祉医療費の給付に係る国保連等への審査委託、重度障がい者への福祉医療費の給付が主なものでございます。

自立支援給付一般事業費は、障がい者の自立支援給付に係る審査手数料やシステム委託などの事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、障がい者の居宅介護や生活介護、また就労移行や就労継続に係る支援など、法定の障がい福祉サービス給付が主なものでございます。

61ページの自立支援医療事業費では、身体障がい者の障がいの除去、軽減を図るための更生医療などについて、自己負担分に対する給付を行ったものでございます。

補装具支給等支援事業費は、車椅子や補聴器等、身体機能を補う装具についての給付や修理費の交付を行ったものでございます。

62ページにかけての地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの運営委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、目5人権同和推進費の主なものは、節12で同和対策集会所の管理委託、節18では解放運動団体への補助金を交付したほか、節10では同和対策集会所の軒下の修繕を行ってございます。

次に、63ページにかけての目6隣保館運営費は、職員の人件費と隣保館の運営に係る経常的な経費が主なものでございます。また、隣保館ふれあいフェスティバルは、新型コロナウイルス

ルス感染症の影響により中止をいたしました。隣保館での窓口相談や各種講座につきましては、コロナ禍で一部制限はありつつも、工夫をしながら実施をしまいったところでございます。

福祉健康課長（堀内君） 続いて、63ページから64ページにかけての目7高齢者対策費は、養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございますが、地域包括支援センター一般経費は、会計年度任用職員の人件費、介護予防に係るケアマネジメント業務の委託が主な経費でございます。

65ページの老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。

高齢者在宅生活支援事業では、高齢者の寝たきりや認知症予防のための生きがい活動支援通所事業や、判断能力の十分でない高齢者の権利擁護のための成年後見支援センターの運営を社協に委託して実施いたしました。

家族介護支援事業では、在宅介護者の支援として、介護者慰労金の支給をはじめ寝具洗濯等のサービスの委託、おむつなどの介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。

66ページにかけての緊急通報体制整備事業では、独り暮らし老人訪問員の報償、水道メーターによる見守りシステムの運用に要する経費のほか、令和3年6月から随時新しい緊急通報措置、あんしん電話へ更新し、システム設置委託料や使用料などの経費が主なものでございます。

議長（小宮山君） 詳細説明の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時56分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

福祉健康課長（堀内君） 午前に引き続きまして、決算書66ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費からご説明いたします。

児童手当は、中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に児童手当を支給したものでございます。

子ども医療給付事業は、18歳までの子どもの医療費の自己負担分について助成をしたものでございます。

出産祝金事業は、出産のお祝いとして、親御さんに対し町の商品券を支給したものでございます。

67ページにかけての障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定の

サービス給付費が主なものでございます。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度に実施した児童手当の本則給付を受給している世帯に対し、対象児童1人につき1万円を給付した事業の精算を行ったものでございます。

新生児応援臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症に係る家計応援として給付された国の特別定額給付金の対象とならなかった新生児1人につき10万円の給付を行ったものでございます。

続きまして、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯以外について、対象児童1人につき5万円の支給を行ったものでございます。

68ページの低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業は、県が実施した子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について、事業に係る制度周知などの事務を町が実施したものでございます。

続きまして、子育て世帯等臨時特別給付（先行給付金）支給事業と、69ページにかけての子育て世帯等臨時特別給付金支給事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯について支援するため、ゼロ歳から高校3年生までの子ども1人につき、先行、追加を合わせ10万円の支給を行ったものでございます。

次に、目2母子父子等福祉費でございますが、母子父子等福祉事業費では、母子父子家庭等の児童生徒に対し、小中学校の入学時、中学、高校の卒業時に激励祝金の支給などを行ったものでございます。

母子・父子医療給付事業は、母子父子家庭等の医療費について、福祉医療費を給付したものでございます。

子ども支援室長（細田さん） 続きまして、69ページから71ページにかけての目3保育園総務費でございますが、人件費をはじめ、節10の3保育園分の賄材料費、節12の給食調理業務委託料など、経常的経費が主なものでございます。

71ページから75ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものとしては、節10の需用費ではガス代や灯油代等の燃料費、電気代・水道料等の光熱水費、また節12の委託料では、施設や機械類の保守管理料のほか、坂城保育園では保育室のエアコンの更新を行うなど環境整備にも努めました。

75ページから76ページにかけての目8児童館運営費は、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、そのほか経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費のほか、児童館運営に係る消耗品、冷蔵庫等の施設備品の購入費でございます。

78ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、支援センター職員等の人件費をはじめ、子育て支援センターの運営に係る経常的経費でございます。子育てに関する総合相談窓口として専門職を配置し、相談体制の充実に努めたほか、行事やイベントの実施、子育てに関する講座などを行いました。

福祉健康課長（堀内君） 続きまして、78ページの項3災害救助費、目1災害救助費は、火災により建物に被害を受けた方への見舞金の支給2件について支出をしたものでございます。

保健センター所長（竹内さん） 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。79ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費でございます。

80ページにかけての精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室及びこころの健康相談開催に係る経費などが主なものでございます。

次に、目2予防費でございます。予防費一般経費では、休日における在宅当番医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、二次救急医療体制として長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター負担金並びに信州上田医療センター医師確保事業補助金などがございます。

81ページにかけての結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るため、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施したものでございます。

82ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る人件費のほか、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療等を受けたご夫婦に治療費を助成する不妊・不育治療費助成金が主なものでございます。

予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

84ページにかけての新型コロナウイルス予防接種事業は、ワクチン接種に係る人件費及び接種委託料、接種の予約等を行うコールセンター等の委託料が主なものでございます。

次に、目4健康増進事業費でございます。健康増進事業は、疾病の予防と早期発見を目的に行った一般健康診査及び各種がん検診、歯周疾患検診などの委託料が主なものでございます。

85ページにかけての後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の高齢者を対象に一般健康診査の実施及び人間ドックの費用の助成のほか、介護予防のための保健指導などを実施し、健康増進に努めました。

食育・健康づくり推進事業は、食育基本法に基づき、食育や健康づくりのための教室などを

開催したものでございます。

次に、86ページにかけての目5保健センター管理費は、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、86ページの目6環境衛生費の主なものでございますが、環境衛生一般経費では、節1環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、節12家庭用浄化槽の汚泥収集、中間処理、堆肥化の委託、自治区環境整備補助事業は、節18で各自治区の環境浄化整備事業に対する補助、不法投棄ごみ撤去事業は、節12主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託、狂犬病予防事業は、節12で獣医師会への狂犬病予防注射などの委託でございます。

87ページの目8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費の主なものは、節12町内の主要河川等及び地下水の水質調査に係る委託料でございます。

建設課長（関君） 続きまして、目9上水道費につきましては、安全かつ安定した飲料水を確保し、県営水道の普及を促進して公衆衛生の向上を図るために、上水道管の新設工事を実施した4名に対する県営水道普及促進補助金で、目10合併処理浄化槽設置費は、浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化を図るために、県内市町村で構成されました長野県浄化槽推進協議会への負担金でございます。

住民環境課長（竹内君） 87ページから88ページの項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費の主なものは、節10需用費の印刷製本費は、毎年全戸配布しておりますごみ・資源物分別収集カレンダー及び新規に作成した「資源物とごみの分け方 出し方 減らし方」冊子の印刷製本費、節11はごみ指定袋あっせんに伴う自治区への手数料、88ページへ移りまして、ごみ危険物収集所整備補助事業は、節18で区が実施したごみ収集所の整備に対する補助金でございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の節10需用費の消耗品は、可燃ごみ、不燃ごみ、事業系ごみの指定袋の購入であります。節12は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集運搬処理に係る委託料、節18は長野広域連合及び葛尾組合の負担金でございます。

資源物回収奨励事業は、節7報償費でPTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金でございます。

ごみ減量化容器等設置補助事業は、節18個人で購入した生ごみ処理機等に対する補助でございます。

続きまして、目3し尿処理費のし尿処理一般経費は、節18で千曲衛生施設組合の負担金及びし尿投入手数料に係る負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いた

します。

89ページの労政一般経費は、職員の人件費のほか、テクノハート坂城協同組合への補助が主なものでございます。

移住定住・就職支援事業では、節12で町内企業に勤務する方の居住状況及び人材確保に関する調査をテクノハート坂城協同組合に委託し、90ページにかけての勤労者福祉対策事業では、節18で更埴地域勤労者共済会への補助を行ったほか、節20の貸付金では、勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に500万円を預託したものが主なものでございます。

勤労者総合福祉センター管理一般経費は、勤労者総合福祉センターの施設管理を委託している更埴地域勤労者共済会への委託料でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、92ページにかけての農業委員会一般経費は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬と職員の人件費が主なもので、農業者年金業務は、加入手続等の事務及び加入推進のための経費でございます。

92ページにかけての目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費などの經常経費でございます。

93ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、主なものとして、節18において入横尾、上平島、小野沢の3集落を対象とした中山間地域直接支払事業への補助や、49歳以下の新規就農対策として農業次世代人材投資資金を4名の方へ交付、また新規就農者支援補助金として5名の方へ補助、農地活性化奨励金では、認定農業者及び認定新規就農者を対象として、農地集積の状況に応じて8名に奨励金を交付したほか、農業後継者の経営発展に向けた取組を支援する経営継承発展支援事業補助金を1名に交付いたしました。

地域営農推進事業では、節12で農機具保管庫の管理を農業支援センターに委託し、節14では、さかき地場産直売所に隣接する公衆用トイレの洋式化を図ったほか、節18で農業支援センターへの補助や、さかき地場産直売所への補助を行いました。

需給調整推進対策事業では、直接支払推進事業補助金により、坂城町農業再生協議会において現地確認や台帳作成などの事務のほか、需給調整を行う農家に対する転作推進補助金を交付いたしました。

94ページにかけての農地銀行活動促進事業では、町内6か所のファミリー農園の用地借上料を支出し、農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費などの施設管理のほか、節14で農産物加工センター内にウイルス抑制機能付きの空調設備3台を設置いたしました。

95ページにかけてのさかきブランド推進事業では、町のマスコットキャラクターねずこんによる情報発信の経費のほか、ねずこん関連の商標登録の更新及び追加登録を行い、節18でさかきブランドづくり事業採択者や、ねずみ大根まつり実行委員会への補助などを行いました。

さかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ、応援いただくための取組を行ったものでございます。主なものは節18で、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金のほか、新型コロナウイルス感染症の動向に鑑み、オンラインによるワインセミナーに対し補助金を交付し、2回のセミナーで延べ150人の方にご参加をいただきました。

有害鳥獣対策事業では、節12で有害鳥獣駆除を猟友会に委託したほか、節15で入横尾区へ侵入防止柵等の資材を支給し、節18では農産物を守る電気柵等の設置補助金を交付いたしました。

96ページにかけての目5農地費、農地一般経費では、節18でこれまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金などの償還を行い、また六ヶ郷用水組合や各土地改良団体の負担金などを支出いたしました。

農道等基盤整備町単事業では、町内11か所の水路等の改修工事のほか、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が農道の舗装補修を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、町単補助事業では、自治区等からの要望を受け、14地区に対し原材料の支給や工事に対する補助を行いました。

97ページにかけての多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計7団体が行う農地、農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対し補助金を交付いたしました。

次に、項2林業費、目1林業総務費でございますが、98ページにかけての林業総務一般経費では職員の人件費のほか、節12において森林づくり県民税などを活用した森林教育や環境整備を行い、また節18において間伐などの森林造成事業に対する補助を行いました。

目2林業振興費、松くい虫防除対策事業では、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理のほか、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また、空中散布の実施にあたっては、住民説明会の開催など、リスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行いました。

99ページにかけての町有林管理事業では、林業委員の報酬や下草刈り、除伐・間伐作業に係る経費を支出したほか、節12において苜屋原地区比丘尼石地籍において崩落の可能性がある岩塊の詳細調査を実施いたしました。

特用林産振興事業では、五里ヶ峰トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱水費のほか、「お〜い原木会」へ補助金を交付いたしました。

目3林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員報酬のほか、節13及び節15では、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が林道の舗装補修等を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、節14では林道等の補修工事を実施いたしました。

目4 森林環境整備推進事業費では、節12において森林経営管理制度に基づく対象森林の調査及び森林所有者への意向調査を行ったほか、節24において今後の対象森林整備に向けて森林づくり基金に積立てを行いました。

次に、99ページからの款7 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費でございますが、100ページにかけての商工総務一般経費では、職員の人件費のほか節18において中小企業能力開発学院への補助を行いました。

101ページにかけての目2 商工振興費、商工振興一般経費では、節18で商工業振興補助金を14社に対して支出したほか、商工会による経営改善普及事業、まちづくり事業、そして町内飲食店が自慢の井を提供した「坂城井井」事業に対する補助、また商業店舗等のリフォームに対する補助を7件に対して行いました。

中小企業対策事業では、節18で融資に係る保証料の補給を84件、新型コロナウイルス対策に係る融資の利子補給を214件実施したほか、町内企業の受注機会、販路の拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助金を交付いたしました。

また、節20の貸付金では中小企業振興資金の貸付預託金3億5千万円を町内金融機関4行に支出し、令和3年度の融資実績といたしましては、県及び町制度資金を合わせて84件、5億2,100万円の融資を実行いたしました。

また、節24の積立金では、経営安定特別資金新型コロナウイルス対策の5年間の利子補給に対する2年目以降の補給額について積立てを行いました。

102ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーター施設に係る維持管理経費のほか、節12でコミュニティセンターの管理業務を株式会社まちづくり坂城へ委託したほか、令和2年度に取得した旧宮原邸敷地の活用に向けて基本設計を実施いたしました。

103ページにかけての新型コロナウイルス緊急対策事業では、新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な影響を受けている町内事業所の支援として、「さかきのお店応援券事業」や中小企業等事業継続支援金事業など様々な支援事業を展開し、事業の継続や経営の安定、また雇用の維持を図りました。

104ページにかけての目3 観光費、観光一般経費では、節12で葛尾城跡などの遊歩道整備と御堂川など桜並木の手入れなどを地元区等へ委託し、節14で田町十王堂敷地内の観光案内看板などを整備したほか、節18では各種観光団体等へ負担金を支出いたしました。

町民まつり事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民まつり坂城どんどんは中止となりましたが、その代替事業として打ち上げた花火の経費として、坂城どんどん実行委員会に対し補助を行いました。

105ページにかけての目4 商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費

のほか、節12では「平成の産業史」製作に係る業務委託、節18では工業関係の各種団体への負担金・補助金を交付いたしました。

工業団地整備事業では、節12でテクノさかき工業団地内樹木伐採などの環境整備を行い、節24で工業振興施設等整備基金へ積立てを行いました。

坂城テクノセンター支援事業では、同センターへの運営補助や金属3Dプリンターなどの試験機器等の整備に係る補助、また、新型コロナウイルス感染防止対策に係る補助のほか、「さかきモノづくり展」開催に対する補助を行いました。

106ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経費のほか、節12で株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託、また、展示企画として「天華百剣と名刀写し展」などの特別展や企画展の開催に伴う経費などを支出し、節14では、鉄の展示館2階の冷暖房設備の改修工事を実施いたしました。

建設課長（関君） 106ページから108ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、土木総務一般経費は、職員の人件費のほか、節16公有財産購入費では、町単補助事業に係る用地代などが主なものでございます。

109ページにかけての項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち道路橋梁総務一般経費は、道路・橋梁の照明灯の電気料、道路改良や町道認定に伴う道路台帳の整備及び国土強靱化地域計画策定に係る委託料、県事業に対する町負担金が主なものでございます。

町単補助事業につきましては、町内23区が実施した24か所の土木事業に関する補助、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、転落防止など交通安全施設11か所の整備に要した経費、また、繰越交通安全施設整備事業は、文化センター付近産業道路の横断歩道移設に係る測量設計及び設置工事費でございます。

目2道路維持費の道路維持一般経費は、節12委託料において町道の街路樹の剪定・除草、町内主要幹線道路の除雪対策、融雪剤散布の委託、節14では道路・側溝等の維持修繕工事、節15道路補修用材料や冬季の融雪剤などの購入が主なものでございます。

次に、110ページにかけての目3道路新設改良費のうち道路改良事業（A01号線）につきましては、節12では、新たに保地工区として用地測量設計委託や、節14の酒玉工区の道路改良工事費及び用地補償費が主なものでございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、110ページの道路改良事業（A09号線）は、南条産業団地の造成に併せて基幹道路となるA09号線の道路改良整備を行ったもので、道路改良工事、また工事に支障となる下水道管や電柱等の移転補償が主なものでございます。

建設課長（関君） 続きまして、道路新設改良一般事業は、村上地区県道から月見区への安全な通行の維持を目的とした町道A06号線の改良工事、道路改良事業（舗装修繕）はA01号線の鼠、新地地区などの舗装修繕を、また繰越道路改良事業（A01号線）は、令和2年度から

繰り越した酒玉工区の工事費でございます。

商工農林課長（竹内君） 繰越道路改良事業（A09号線）につきましては、令和2年度からの繰越しによるA09号線道路改良に伴う用地測量設計の委託料と工事費でございます。

建設課長（関君） 繰越道路新設改良一般事業は、村上地区県道から月見区への道路改良を繰越しにより実施した工事でございます。

続きまして、111ページの目4橋梁新設改良費、橋梁修繕事業は、節12で橋梁点検を実施したほか、節14では昭和橋、谷川跨線橋の修繕工事を行うとともに、公有財産購入費は64号橋拡幅部の用地代でございます。

繰越橋梁修繕事業につきましては、昭和橋、64号橋の修繕事業に係る設計業務の委託料及び工事費でございます。

続きまして、項3河川費、目1河川総務費、河川総務一般経費は、河川愛護活動を行う18団体への補助金。

目2河川改良費、河川改良一般経費では、節14の水路しゅんせつ工事9か所、水路改良工事4件及び御堂川と洞岩沢の河畔林整備を行った経費でございます。

次に、112ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費のうち住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕が主な経費でございます。

113ページにかけての空家活用事業では、坂城町空き家バンクの専用ホームページの保守委託料、空家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部を補助する空家バンク利用促進補助金を4件交付いたしました。

次に、目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業では、建築士事務所協会へ耐震診断士の派遣を委託し、一般木造住宅の合計4件の耐震診断を行いました。

また、住宅リフォーム補助事業では、住環境の向上を図るため、26件に住宅リフォーム補助金を交付しました。

次に、宅地耐震化事業では、町内に所在する大規模盛土造成地の現地調査を行っております。

続きまして、114ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費、都市計画総務一般経費は、職員の人件費が主なもので、目3下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

115ページにかけての目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、都市公園などの公園緑地の管理経費で、主なものは節12でびんぐしの里公園、和平公園の管理業務を指定管理者の株式会社坂城町振興公社に。また、各公園の遊具や和平公園の貯水槽の保守点検などの委託料、節14では、びんぐしの里公園等の遊具等の修繕工事を行い、節24では公園整備基金へ積立てを行いました。

花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、

節 1 2 においてバラ公園及び町内のバラ植栽をした花壇の管理委託、節 1 4 ではバラ公園の案内板修繕及び駐車場の拡張、それから整備を実施しました。

1 1 6 ページにかけての項 6 高速交通対策費のうち、目 1 高速交通総務費の高速交通対策一般経費の主なものは、節 1 2 の坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務や循環バスの運行事業の委託料、節 1 3 では循環バス 2 台分の賃借料などで、節 1 4 では坂城幼稚園前のグリーンベルト設置工事、節 1 8 の主なものとしましては、しなの鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金として沿線市町村で負担し、車両更新などを実施しました。また、新たな公共交通システムを検討するために、町地域交通利用促進協議会への補助や、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業活動に影響を受けた交通事業者に対し、地域公共交通確保のための支援を行いました。

目 2 高速交通対策整備事業費の渇水対策事業の主なものは、節 1 0 の町内 8 か所の渇水対策用の井戸ポンプの電気代が主なものです。

項 7 地籍調査費、目 1 地籍調査事業費の主なものは、節 1 2 の御所沢地区、坂城 9 区約 8 ヘクタールの 1 年目工程として、素図の作成、また一筆地調査などの地籍調査に係る委託料が主なものでございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、1 1 7 ページの款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。

1 1 8 ページにかけての目 2 非常備消防費でございますが、節 7 は消防団員の退職報償金、節 1 2 は町地域防災計画の見直し業務に係る委託料、節 1 8 は埴科消防協会など関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、消防団員出動交付金などが主なものでございます。

続きまして、1 1 8 ページから 1 1 9 ページにかけての目 3 消防施設費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械設備や防火水槽・消火栓の維持管理等に関する経費でございます。主なものとしましては、節 1 4 で第 1 0 分団ホース乾燥塔の設置工事及び防火水槽の改修工事等、節 1 7 は各分団の更新用として消防用ホース、また第 1 分団の小型動力ポンプ、第 9 分団の消防ポンプ自動車を購入いたしました。

節 1 8 は消火栓の新規 1 基、移設 1 基、修繕 2 基に係る上田水道管理事務所への工事負担金等でございます。

建設課長（関君） 続きまして、1 2 0 ページにかけての目 4 水防費、水防一般経費は、土のう袋や砂などの水防用備蓄材の購入費が主なものでございます。なお、総合防災訓練の際に坂城町消防団と協力して水防訓練の実施をしております。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、1 2 0 ページ、目 5 防災費につきましては、同報系防災行政無線の運営に係る経費で、節 1 1 で回線の通信料、節 1 2 では設備の保守点検料、節 1 4 で住民の異動などに伴う戸別受信機等の設置工事費を支出いたしました。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、款10教育費についてご説明いたします。

120ページの項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬をはじめ委員会運営のための経常的経費でございます。

122ページにかけての目2事務局費の事務局一般経費は、特別職、一般職の人件費のほか、教育支援委員会の運営、教育相談に係る教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの人件費のほか、校務用パソコン等の使用料、児童生徒が加入する災害共済掛金等の負担金、そして文教施設整備基金への積立てが主なものでございます。

123ページにかけての教育振興事業は、町奨学金、特色ある学校づくり交付金や坂城高校振興補助金が主なものでございます。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し、町外の私立幼稚園に通園する園児の幼児教育・保育の無償化に伴う給付費及び私立幼稚園への施設型給付補助金が主なものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅の維持管理に要する経費でございます。

学力向上事業は、小学2年生以上中学3年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析する中で学力向上を図りました。また、小学4年生以上中学生の体力テストを実施し、バランスのよい体力づくりの指導等を行いました。

124ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、様々な事情により登校が困難な小中学生を対象として、学校敷地外にある大峰教室に指導員や補助指導員を配置し、学習支援、相談事業などを行いました。

児童生徒支援事業は、各小学校、中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童生徒や外国籍児童生徒などへの支援を行いました。

小中学校空調設備整備事業につきましては、小中学校の特別教室等へ空調設備の整備を行いました。

125ページにかけてのGIGAスクール構想推進事業につきましては、国の掲げるGIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境整備に係る保守委託が主なものでございます。

126ページにかけての項2小学校費、目1小学校総務費は、図書館司書の人件費、外国語指導講師の委託料などのほか、坂城小学校昇降口タイル改修工事、村上小学校屋内消火栓設備設置などの工事を行いました。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、スマートエネルギー設備導入事業は、災害時の中核避難所となる小学校体育館への継続的な電力供給とCO₂削減による地球温暖化対策を実現するため、坂城小学校に太陽光パネル及び蓄電設備を設置したものでございます。こうした環境整備につきましては、令和2年度に村上小学校で実施済み、また今年度は南条小学校で実施をしております。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、126ページから127ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校管理及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校について申し上げます。主なものは学校医、薬剤師の報酬、燃料費、光熱水費など校舎管理に関わる経費、そして警備委託、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託等でございます。

目3南条小学校教育振興費につきましても各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校でご説明させていただきます。教育振興費は教科学習に関わる費用が主なもので、教科学習用の消耗品、理科実験用などの教科用備品や図書の購入、そして就学援助費等でございます。

次に、131ページまでお進みいただきまして、項3中学校費、目1中学校総務費は、外国語指導講師や校務支援システムの委託料のほか、中学校グラウンド転落防止柵設置工事等を行いました。

133ページにかけての目2学校管理費は、小学校同様、中学校の運営、校舎設備管理のための経常的経費で、学校医、薬剤師の報酬、需用費として消耗品、光熱水費や委託料として設備管理委託、学校庁務の業務委託が主な内容でございます。

目3教育振興費は、教科学習の消耗品の購入や各教科で使用する教材備品の購入、就学援助費等が主なものでございます。

次に、135ページにかけて、項4社会教育費、目1社会教育総務費、社会教育総務一般経費は、職員の人件費のほか社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、文化協会など各団体への補助が主なものでございます。

文化の館事業につきましては、光熱水費などの経常的経費、施設の警備委託などが主なものでございます。

136ページにかけて、目2公民館費、公民館一般経費は、公民館長への報酬、副館長、分館役員の謝礼、分館活動費の補助のほか、入横尾公民館用地を購入いたしました。各種公民館事業は、公民館講座の講師謝礼や各種行事に係る経費等が主なものです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会、そして成人式の行事について中止といたしました。

137ページにかけて、分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕及び備品購入に係る補助を行いました。

138ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費は、図書館長の報酬、一般職、非常勤職員の人件費、「としょかん講座」などに係る講師謝礼、光熱水費や館内清掃委託、電気保安点検等設備の維持管理に係るもの、そして図書の購入費が主なものでございます。

図書館ネットワークシステム事業は、ネットワークシステムの保守委託、共通経費の負担金

が主なもので、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸出し等の充実を図りました。

138ページから140ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費は、文化財保護審議会委員の報酬、一般職、非常勤職員の人件費、文化財保護に係る委託、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助が主なものでございます。

坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るもので、村上義清や坂木宿を主体として常設展示や、「第7回坂城のお雛さま展」を開催いたしました。

141ページにかけての埋蔵文化財発掘調査事業は、開発行為等に伴う立会い調査、試掘調査に係る経費が主なものでございます。

目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る経費が主なものでございます。

142ページにかけての目6文化センター管理費は、文化センターの維持管理に係る宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託などの経常的経費及び文化センター耐震補強工事に向けた耐震診断委託が主なものでございます。

目7青少年育成費につきましては、青少年を育む町民会議への補助などが主なものでございます。

143ページにかけての目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努め、専門講座の講師謝礼、ふれあい大学教養講座の開催に係る経費が主なものであります。

項5保健体育費、目1保健体育総務費の保健体育総務一般経費は、スポーツ推進委員等への報酬や、競技審判員、競技役員への謝礼、町体育協会、スポーツ少年団等への補助を行いました。

各種スポーツ教室開設事業は、キッズスポーツ教室などの指導員への謝金が主なものでございます。

144ページにかけての体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託、体育施設用地の借上料が主なものでございます。

目2武道館管理費は、指導員の報酬のほか施設の管理に係る光熱水費などの経常的な経費が主なものとなっております。

146ページにかけての目3食育・給食センター運営費につきましては、安心・安全な学校給食の提供を図るとともに、児童生徒に栄養バランスの取れた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、学力及び体力の向上を図りました。主なものは職員の人件費のほか、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託に係る経費となっております。

財政係長（宮嶋君） 続きまして、146ページの款12公債費につきましては、長期債の償還

元金とその利子の支出でございます。

147ページにかけての款14予備費につきまして、びんぐし湯さん館源泉水中ポンプ交換工事910万円のほか、3件について急を要するため予備費から充当しております。

次に、「令和3年度主要施策の成果及び実績報告書」の2ページでご報告いたしております、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標である財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。令和3年度の連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計において、いずれも黒字のため数値は入っておりませんが、括弧書きで黒字を示すマイナスの比率を参考にお示ししてございます。

次に、実質公債費比率につきましては、町の一般会計等で支払う元利償還金に一部事務組合等が起こした起債分としての町の負担分を含めた額が町の標準財政規模の額に対し占める割合を過去3か年の平均で表したもので、前年度から0.6ポイント減の8.4%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金など、将来支払っていく可能性のある負担等の重さを表したもので、昨年度に引き続きマイナスでございます。

町の財政健全化判断の基準となる四つの指標につきましては、いずれの指標も健全な状況で推移しているところでございます。

また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入っておりません。

以上、歳出総額は80億8,938万9,591円で、前年度対比マイナス9.5%、8億4,753万3千円の減となりました。なお、予算に対する執行率は、全体で98.3%でございます。

以上で令和3年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここで換気のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時22分～再開 午後 2時32分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、日程第10「議案第33号」から日程第15「議案第38号」までの6件は、令和3年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております、令和3年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判

断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

なお、この意見書は去る8月25日ですが、地方自治法第199条第9項の規定に基づいて町長に報告し、議長に提出してございます。監査はこの意見書の18ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施されております。

まず、審査の概要についてですが、審査の期間は7月19日から8月1日までと、8月17日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。審査の対象は地方自治法第233条第2項の規定により、町長から審査に付されました令和3年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算であります。記載されております六つの会計でございます。坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

また、決算審査に併せまして、次の監査も実施いたしました。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、地方自治法第199条第5項の規定による令和3年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は部落解放同盟坂城町協議会及び公益財団法人さかきテクノセンターの令和3年度歳入歳出決算を取り上げました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は8月17日に実施いたしました。審査の対象となる法律及び政令で定める決算附属書類として記載のとおりであります。歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する資料、令和3年度に施工しました工事に関する資料、地方公共団体の財政健全化判断比率の算定書類であります。

審査の方法は、歳入歳出決算書類を基に会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を確認し、関係各課等より主要施策の成果及び実績報告書を基に事業内容について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連していますので、その折々に取り上げて実施しております。また、例月監査におきましても毎月基金残高を確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体として部落解放同盟坂城町協議会及び公益財団法人さかきテクノセンターについても関係書類を持参していただき、担当者から説明を聴取し、町が補助している金額について、その用途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率の審査は、担当課から説明を聴取し、その比率の算定の基礎となる書類を基に計数の正確性を確認いたしました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算額及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。部落解放同盟坂城町協議会及び公益財団法人さかきテクノセンターにつきましても正確に処理されており、適正であると認めました。また、財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されておりまして、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の概要について取りまとめました。適宜意見を添えながら説明させていただきます。

まず総括として令和3年度の決算について、一般会計と特別会計を表にまとめて表示されております。一般会計は歳入総額が81億7,555万810円、歳出総額が80億8,938万9,591円になりました。歳入歳出差引残高は8,616万1,219円となりました。

一方、特別会計ですが、五つの会計の合計額をもって歳入歳出総額を記載されております。前年度との比較増減におきまして、歳入決算額、歳出決算額のいずれも減少になっています。これは、前年度において新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の補助金の交付があった結果と理解されると思います。

なお、歳入歳出差引残高については一般会計は増加、特別会計は減少になっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大により事業の縮小もあります。ただ、多くの資金が基金に充てられておりまして、その状況は12ページの基金の運用状況にまとめられております。前年度末残高に対しまして決算年度の残高は8億6,421万1,905円の積立て増となっております。

本年度は基金に転嫁したことによりまして、坂城町全体の残高は前年に比較して増加しているという結果になりました。財政状態は健全な状況にあると認められますが、基金は将来、社会資本として消費に充てられます。さらに、長引くコロナ禍にあって、今後厳しい経済環境が見込まれます。この財政状態が維持できることを期待しております。

次に、4ページになりますが、財政指標について取りまとめました。主要な四つの指標であります。いずれも比率をもって評価するものであります。一つの目安として受け止めていただきたい数値であります。

まず、経常収支比率は79%です。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方になります。数値は前年に比較してだいぶ改善されております。分母となる経常一般財源には、次の財政力指数にも関係してきますが、普通交付税が算入されます。本年度は、普通交付税の交付額が大幅に増額されたことにより数値が下がりました。改善されております。また、分子となる経費等の数値は、年々増加傾向にあります。経費の抑制には十分な配慮をお願いすると

ころであります。

次に、財政力指数ですが、0.682であります。財政需要額を自力の財政収入額で賄えるかどうかという基準であります。数値が1に近いほど財源に余裕があると言われていますが、先ほどのお話のように普通交付税の算定の基礎にもなります。単年度による数値が0.627であったことから、普通交付税が大幅に増加された結果となります。坂城町においては、それでも高い水準を維持しておりますが、引き続きこの財政健全化に向けて努めていただきたいと思います。

公債費比率は4.2%、実質公債費比率は8.4%であります。公債費比率は地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合であります。また、実質公債費比率は下水道会計等を含めて計算した数値であります。それぞれの数値は財政に負担のない数値と判断いたしております。なお、本年度は借入金の返済額が起債額を上回りました。残高が減少しております。起債をしますと、それに伴う元利償還金が増加して財政に対する負担割合が増す関係にありますが、運用には財政規模との均衡を保ちながら引き続き留意する必要があると思います。

次に、一般会計の詳細についてまとめました。決算額について、繰り返しになりますが、歳入総額が81億7,555万810円、歳出総額は80億8,938万9,591円、歳入歳出差引残高は8,616万1,219円となり、そのうち3,400万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の5,216万1,219円を翌年度への繰越しとしております。

歳入の状況につきまして、収入済額は前年度と比較して減少となって、その額は8億2,934万1,680円となりました。収入状況を款別の表にしてまとめてあります。項目として予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、収入率、構成比について記載のとおりであります。

次に、歳入のうち町税の状況についてまとめました。まず、税目別に区分しまして、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税についてそれぞれの収入状況であります。収入済額は25億9,022万8,022円で、前年度比2.1%の増となっております。町民税の収入済額は11億7,186万4,418円で、前年度と比較して10.2%の増となっております。そのうち個人町民税は7.9%の増加ですが、法人町民税は収入額で3億2,977万300円で、前年より16.6%の増となりました。

また、収納率についてですが、現年課税分で99.3%となり、前年に比較して同率の結果となっております。町全体としては93.4%で、前年に比べ0.2ポイント改善されております。

一方、収入未済額全体の残高は、滞納処分が行われたこともありまして、前年より2,451万4,667円減少して1億5,288万2,733円となりました。未納額の解

消には大変ご苦勞されているところではありますが、引き続き徴収率の向上に努めていただきたいと思ひます。

なお、不納欠損の処理については、地方税法の規定に基づくものでありまして、やむを得ないものとして認めました。

一方、歳出の状況について、8ページに表現されております。歳出額は前年度に比較してやはり減少しております。8億4,753万3,527円の減少となっております。支出状況を款別の表にしてあります。項目として、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、執行率、構成比について記載のとおりであります。

また、令和3年度の主な事業をまとめておりますが、中ほどから以下のところですけれども、とりわけ本年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、前年に引き続き事業の中止があり、また様々な支援策もありまして、大変な年度であったと認識いたしております。そのような状況にありますが、各事務事業につきましては、鋭意取り組まれているものと感じております。引き続き住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに取り組まれ、適切かつ効率的な予算の執行を望んでおります。

次に、特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出の決算額は表のとおりであります。各会計ごとに収納の状況及び不納欠損の状況をまとめてありますので、お目通しいただいて説明のほうは省略させていただきます。

11ページになりますが、実質収支に関する調書についてご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

12ページです。基金の運用状況についてです。一般会計では18基金、特別会計では2基金となっております。一般会計における基金の積立は適正な方法により積み立てられ、基金の取崩しは設置の目的に沿って実施され、その処理は適切であると認めました。特別会計における基金は積立のみでありまして、大幅な残高増となっております。その処理についても適切であると認めました。

次に、工事検査であります。8月1日におきまして、本年度施工された工事のうち、記載の4か所について巡検いたしました。工事等検査箇所を調書としてまとめてあります。いずれも計画どおり執行されていることを確認しております。

次に、指摘事項でございます。まとめ方として一般会計について各課ごとに、また特別会計については会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において、関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめました。各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

なお、この記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討を

お願いしてあります。

また、財政援助団体については、監査の折にその内容を伝えてあります。

どの市町村にとりましても、抱えている課題は同じであります。対策として町独自の対応が必要になるかと感じております。個々の内容については省略いたしますが、お目通しいただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、財政健全化法に基づく健全化判断比率であります。既にそれぞれのお立場で報告されているところでありますが、書面に記載されておりますので、沿ってご説明いたします。

この法律ですが、地方公共団体の財政状況について客観的に算定し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められております。法律の立法趣旨からしてかなり厳しい算定基準が設けられていると認識いたしております。その中で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率があります。いずれも当町では決算が黒字ですので、赤字の場合に限り数値が表示されますので、当町においては数字が入りません。実質公債費比率は前段で説明したとおりでありまして、8.4%になりましたが、早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされていると言えます。

将来負担比率は一般会計等の地方債残高のほかに、葛尾組合等の一部事務組合、また、広域連合などが抱える債務のうち、坂城町の負担部分を含めた債務の総額が重要な数値になります。この債務の総額から財源充当額を控除して、なお債務がある場合に標準財政規模で割って比率を計算します。当町においては、充当額が債務額を上回っておりますので、数値が入りません。これは地方債残高の減少と基金積立残高の増加が大きな要因となっていると考えます。

また、資金不足比率は公営企業会計としての下水道事業の資金が充足されておりますので、これも数値が入りません。

坂城町の数値は全てにおいて早期健全化を必要とされる基準値の範囲内にあります。引き続き将来に向け健全な財政運営を期待しております。

以上をもちまして令和3年度の決算審査のご報告とさせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日1日から9月6日までの6日間は議案調査等のため休会といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、明日1日から9月6日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月7日、午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時04分)

